

監査結果に係る措置通知書

<p>市 民 局</p>	<p>(20年度)</p>
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>
<p><第2テーマ> 職員派遣に係る財務事務の執行及び管理の状況について</p> <p>2 職員派遣 (1)補助金等による人件費負担の合理性 派遣法では、派遣職員が専ら派遣先の業務に従事することから、原則として、地方公共団体は派遣職員にはその派遣期間中の給与を支給しないものとされている。 派遣職員に直接的に給与を支給しなくても、派遣先に対して補助金等の財政的関与があり、当該補助金等を財源に派遣先が派遣職員へ給与を支給することは通常ありうることである。その際、派遣先において従事する業務の内容等から見て、当該補助金等支出自体が合理的な根拠に基づいていることが前提となる。 しかし、当該補助金等支出の必要性に不備があれば、実質的に派遣職員の人件費負担を行うことと同様と考えられる。この場合、給与支給容認規定（派遣法第6条第2項）適用の抜け道となる恐れがあるため、当該規定適用の実質判断の要否が問題となる。</p> <p>現状の問題点</p> <p>【監査の結果】 市では、派遣職員に対して直接、給与を支給していないとして、給与支給容認規定の適用についての検討を行っていない。 しかし、財政的関与（補助金等）の必要性に不備が認められる場合、当該不備がある財政的関与を財源とする市派遣職員に対する給与は実質的な給与支給と何ら変わらないことから、当該規定適用の実質判断を行わないことは不合理である。 下記出資団体に係る財政的関与については、市派遣職員の人件費の財源でありながら当該財政的関与の必要性に不備が認められることから、給与支給容認規定適用の判断を行っていないのは不適切である。 人件費負担の状況とこれに対する監査人の判断は以下のとおりである。 ⑥ (財)仙台フィルハーモニー管弦楽団 人件費負担の状況</p>	<p>本市退職職員および本市派遣職員の人件費を補助対象経費として特定する扱いを改めることとし、平成21年3月17日に財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団補助金交付要綱を改正した。 なお、平成20年度以降、(財)仙台フィルハーモニー管弦楽団への本市職員の派遣は行っていない。</p>

市派遣職員の人件費負担は全て「(財) 仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助」を財源として支出されている。また、当該補助金の交付要綱において、「事務局職員のうち、本市退職職員および本市派遣職員の給与、福利厚生費」を補助対象経費と扱っている。

監査人の判断

当該補助金支出に係る公益上の必要性の根拠が不明確である(第1テーマ「I 1(1)公益上の必要性」参照)。
よって、当該人件費負担部分については補助金として不備があり、市職員の実質的給与負担と認められ、給与支給容認規定の適用判断を経ず支出することは不適切である。

改正前	改正後
(補助対象経費) 第3条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。 一 楽団員の給与、福利厚生費および自主公演に係る出演料その他の運営に要する経費 二 事務局職員のうち、本市退職職員および本市派遣職員の給与、福利厚生費 三 その他市長が認める経費	(補助対象経費) 第3条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。 一 楽団員等の給与、福利厚生費および自主公演に係る出演料その他の運営に要する経費 二 その他市長が認める経費
(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。 一 前条第1 年間300,000号に係る千円経費 二 前条第2 全額号に係る経費 三 前条第3 補助事業を号に係る遂行するため必要と認められる額	(補助金の額) 第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。 一 前条第1 年間320,000号に係る千円以内で、本市が予算の範囲内で定める額 二 前条第2 補助事業を号に係る遂行するため必要と認められる額